適格請求書発行事業者の登録申請書

	(仅受	- 、、																																[1	/	²	2]
令和] 4	F	月		F		(所法	· 又 人	. 1.	場	子))	⊗ (法人	39 の場 市安	·合σ	ひみな	表:	される	ます		∄2:	5番	7=	<u> </u>												
						申	の	た	所	事	又 事 在 i ナ	务 .	は所地												(電		号	0	82	-		842	2	_	4	490))
							納			税		;	地			39 市妥						丁	∄2	5番	7号	<u>1</u>												
						請	_	(フ	IJ		i ナ	.)	-	לב ∞	゚゚゚゚゙゙゙゙゙゚゚゚゚	ンカ゛	イ シt	7	ŧΙ	ľξ					(電	括番	号	0	82	-	_	842	2	_	_4	490))
							氏	名	又	. 17	ま 彳	3 ;		_	限	会补	±	巴	組																			
						者		(フ				,	ŀ			泗		,																				
	広島は	է_	税務	署長	殿		代	表				-	名		坦	<u></u>	と 即	.																				
							法		人		番		号	1		2		4		0		0)	2	2	0		1		1		4	ļ	2		5	
公表 1 2 な	のさ申法おた、計計表表 -	まずの人記	。 氏名 .格の !1及	又は ない び2	名利 社団	か 田等 を まか、	を除登	く。録番) ; 号,	にあ	うつご	て ほ 毎 年	は、 E月	本に日だ	吉又が公	くは え表	主 / さ <i>i</i>	たる	事ます	務局。	折の	所	在出	也												° -	・ジ	で
(-		28章 当言	手法? 亥申言		15月 は、	}) 所⁵	第 : 得 利	5 条 总法	の 等の	規 5 ひ -	とに 一部	よをで	る ī 汝 ī	牧亚 Eす	三後	その 法	消	費	税》	去第	等5	7条	\mathcal{O}	2	第:	2 IJ	頁の	規	定	に	ょ	りょ	Ħ i	青し	ょ	きす	0	
	和 5 場合						和 5	5年	10月	1	日	にる		えさ	れ	まっ	す。																					出
							-	この「	申請	書	を提	出す								it.	る事	事業:	者の)区	分							·付)	して	<u> </u>	だる	きい	0	_
事	業		者	×	·- ·-	分		次多	¥ Γ	双	3. REF (4の				税				だも	: 1. \	4	= +=	1	 7. £6		免和					且△	1- 1	14	Yho.	桩	「布	形台
								事業者																										(d,	1/	来	70	17E
判定は合このになから	5年3 に 令 計 き は わ 計 き る 場 る る る る る る る る る る る る る る る る る	課年をと	税事: 6月: 是出す	業者。 30日) るこ き困難	とまがな	るでで事情																																
税	理		士	署	į	名	1	说理: 税理		人	Ð	 長谷) ÷	会計	t										(al > 1	-T. N		0	182			27		_		969	.	
*	整理	1				T	部	日日			Т					Т									(電話)	山雀	信		日		付		2 目			500	_	<u>/ </u>
税務	登						番				ļ#	請	年	- 月	月				4	丰		月	1 ~	E ON	/ITFI	AE	EL 44-	白			月		H	認	2			
署処理	入力	j :	処 理	1		年		月		日	番確							r元 電認] 没] <i>ラ</i>		Ť		E認 類 		り他		- K	/ 迪	1747		 	主東2	免許	йlt.)	L		
横	登翁	<u>k</u>	番 号	- T			1		Ī						1				T																			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

													氏。	名 又	は名	称	有限:	 会社	巴	——— 組				
	Ī	该当~	する	事業	者の)区2	分に	応じ	, [](Z 1	レド]を作	L すしi	記載し	してく	ださ	. ر ر ا							
免税		(平	成2	8年》	去律	第:	15号	-) ß	计則	第4	4条	第 4	4項	の規	定の	適用	を受	け。	に う	の一音 とする となり	る事業	業者	する	法律
事		個	,	(番		号																	
業		事業		年月)又								年	ļ	月	В		法人のみ	事	業	年 度	自至]	日日
者		内容	年	月日	(}	去人)					_		/3	Н		記載	 資	本	金				円
の	等事業内容																							
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者														令和 5	年10月				月 31日				
認															年	₫.	月		日					
登録要	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。																							
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)																							
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ □ います。														ヽえ									
参																								
考																								
事																								
項																								